

# 「ワーク・ライフ・バランス」をめぐる論点と 現代の貧困問題

—— 拙稿〔本誌第97号所収〕コメントに関連して ——

荒 岡 作 之

先の拙稿では、人間らしい労働と生活を志向する欧州にみる本来のワーク・ライフ・バランス（WLB）に比して、わが国のそれは、財界主導の極めて歪曲され制約されたものであり、経済同友会提言「W&L I」は労働ビッグバン「第2段階」の攻撃的「統合化」論としての政策展開であることを論じた。「『W&L I』は『WLB』の新展開か」及び「WLBの取組と議論は現代貧困問題に込えているか」の研究報告議論上での二点のコメントは、拙稿への貴重な論点を含む問題提起であると受けとめ、「生活の『機能』」（A.セン）・「社会的排除」概念等を援用し人権・生存権保障の視点からリプライしている。①「W&L I」の＜新しさ＞は、同提言公表の社会・経済的背景及びその施策内容にみることができること。さらに、②WLBと“新しい貧困”研究や取組には重なる部分も多く、その有意関連性から発達保障によるディーセント・ライフ確立等の重要施策方向が示されること、である。WLB（「W&L I」含む）と現代貧困研究・対策との比較検討で示唆を得たWLB施策方向の留意点を改めて提示する。

## 目次

### I はじめに

### II 「W&L I」は「WLB」の新展開か

### III 「WLB」の取組や議論は喫緊な貧困問題に込えているか

### IV 現代の貧困と関わるWLB施策方向

—おわりにかえて—

### I はじめに

WLB推進官民トップ会議での検討をふまえ、2007年12月に内閣府「仕

事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下、「WLB憲章」と略）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（同、「行動指針」）は策定<sup>1)</sup>された。

「WLB憲章」で目指す社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」<sup>2)</sup>である。

わが国「WLB」も「仕事」と「生活」の調和した社会実現を志向するものの、前拙稿で強調<sup>3)</sup>したように、北欧、EUのWLB先進諸国とは異なっている。大きな影響力を維持する財界意向を強く押し出さず施策となっている。資本蓄積に邁進する財界戦略は、「三つの過剰」〔設備、借金、雇用〕解消を目指した日経連〔現在の日本経団連〕の提言「新時代の『日本的経営』」（1995年）にみとれるように、政府による労働法制の「解体的緩和」サポートを得て90年代半ば以降推進した“労働ビッグバン「第一段階」”<sup>4)</sup>の攻撃として具体的に遂行された。裁量労働制拡大や労働者派遣の自由化、労働時間の弾力化や女子保護規定の廃止など次々と財界要求の実現をみたが、わが国WLBの特徴は、WLBの土台にそうした財界戦略である「働くルールの破壊＝労働ビッグバンが位置づけられている」<sup>5)</sup>ことである。

「WLB」における「調和」（balance）ないし「両立」概念については、「仕事」と「生活」との二分法で二律背反・対立的印象を与えており、また、「WLB」には少子化対策・子育て支援策イメージが依然として強い等の問題が指摘された。同提案から2年を経て、「仕事」と「生活」との相乗効果〔出入り自由〕を発揮可能とする経済同友会〔代表幹事・桜井正光リコー会長〕提言「21世紀の新しい働き方『ワーク&ライフ インテグレーション』を目指して」（2008年5月9日）<sup>6)</sup>が公表された。

新しい同提言や「リーマン・ショック」の影響も加わり、近年、WLBをめぐる取組や議論は活発である。拙稿〔『ワーク・ライフ・バランス（work-life balance）』をめぐる新展開〕の研究報告議論〔及び欠席者からの関連文書発言〕<sup>7)</sup>では、積極的で肯定的なコメントとともに、想定外の反論も一部みられた。

しかし、不十分な論旨把握ゆえのそうした反論もWLBの研究整理上留意すべき貴重な論点を含む問題提起と受けとめリプライする。

議論と関わり留意すべき論点は、次の二つである。

一つは、同提言「ワーク&ライフ インテグレーション（Work&Balance Integration）」（「W&L I」と略称）は「ワーク・ライフ・バランス（WLB）」の「新しい展開」か否か、である。これには、「WLB」から「W&L I」への「移行」を筆者（報告者）が確固たる基調（本流）とみて、「新しい展開」と評しているのではないか、経済同友会提言はそれほど「リーディング」で有力な提言とは思えない、との含意もある。

さらに一つは、第一の論点とも関連し、そもそもWLB（「W&L I」含む）の取組や議論は、喫緊な貧困問題解決の「ネグレクト」（ないし「隠れ蓑」）となっていないか、というものである。評価に値するWLBの取組事例はごく一部の限られた企業においてであり、失業・非正規雇用の貧困層・底辺層の深刻な生活実態等に照らしみて「楽観的に過ぎる」（「WLBどころではないのでは」）との批判とリンクしている。そうした二つの論点に焦点を合わせ、順次、検討していく。

## II 「W&L I」は「WLB」の新展開か

「WLB」及び「W&L I」はどちらも、企業の資本蓄積・“労働ビッグバン”の財界意向やその強い影響を基調としている。しかし、労働界・有識者を含む官民トップ会議の提言「WLB」と経済同友会単独提言とはその位置付けも施策内容も異なっている。提言「W&L I」は「先端的・先導的な方向性を世の中に提示することで個々の現場で実際の改革が始まり、結果的に世の中を大きく動かすことにつながるようなメッセージ」であり、「経営者の『肉声』」である<sup>8)</sup>、と同友会自身が述べている。改革の「始まり」を期待し提示された「メッセージ」であり、経営視点の強い「先端的・先導的な方向性」と限定付けた提案であるとすれば、提言主体の期待はともかく、筆者（報告者）がWLBをめぐる取組や議論を“「W&L I」が主流となってリードしており、それへの「移

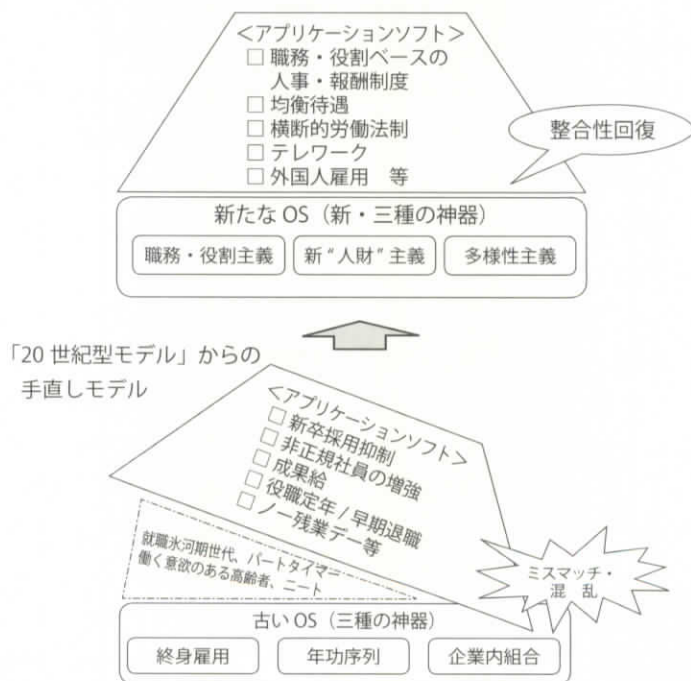
「ワーク・ライフ・バランス」をめぐる論点と現代の貧困問題（荒岡）

行」が基本方向（基調）である”と断定しうるはずもないことである。とんだ筋違いの反論である。とはいえ、展開にみる新しさとは何か、さらには「W&L I」は「リーディング」で有力な提言たりうるかについて、再確認作業の必要を教えてくれている。

「W&L I」の提示した働き方のモデル変化と関連付けて、WLBをめぐる新しい展開について確認しておこう（下図参照）。

### 図「働らき方」に関わるモデル変化

21世紀型「ワーク&ライフ インテグレーション」モデル



出所) 経済同友会『21世紀の新しい働き方「ワーク&ライフ インテグレーション」を目指して』  
(2008年5月9日)、27頁〔但し、同『提言』「サマリー」図を参考に筆者一部加工、修正〕。

前拙稿の追認となるが、経済同友会の現状認識は次のようなものである。「20世紀型働き方」は、「古いOS」（「W&L I」の称する）＝「三種の神器」〔終身雇用、年功序列、企業内労働組合〕を基本構造とするものであり、20世紀終盤のバブル崩壊段階から行き詰まりをみせた。21世紀初頭まで日本企業は、それまでの「アプリケーションソフト」〔新卒一括採用、正社員の囲い込み、職務無限定、定年退職、家族手当など〕の手直しを試みてきたが「ミスマッチ」で混乱し「事態はむしろ悪化した」、とみる。

例えば、図中の「手直しモデル」が示すように、資本側は人的資源管理施策を中軸に脱年功化として「成果給」の導入、「役職定年/早期退職」勸奨制度導入や「新卒採用抑制」、「非正規社員（請負・派遣社員）の増強」、「ノー残業デー」実施〔「アプリケーションソフト」〕等に取り組んできた。しかし、日本経済の地盤は金融と雇用崩壊の進行で沈下し、「長期不況のなかで緊急避難的に実施したコスト削減に偏った成果主義に対する反発や、『就職氷河期世代』、ワーキングプアの発生など、むしろ停滞感と社会的不正義の問題を醸成した」<sup>9)</sup>とみる。

そこで経済同友会は、「少子高齢化」・「グローバル化とIT化」などのメガトレンドを見据え、今後の日本の進むべき方向＝「競争と成長」に照応する経営視点<sup>10)</sup> 実現に向けての＜21世紀型の新しい働き方＞「ワーク&ライフインテグレーション」（「W&L I」）を提案している。

「統合化」（Integration）論といえる経営サイドからの同提言だけに、先の「WLB」とは趣を異に経営〔資本蓄積〕視点は格段に強く、人的資源管理的で攻撃的性格は鮮明である。1990年代後半からの労働ビッグバンの「第1段階」は「規制緩和」・「自由な市場」・「民営化」政策を推進したが、それらの一層の推進強化を目指す『経済財政改革の基本方針2007（骨太の方針）』2007年6月19日閣議決定は同「第2段階」の最初の具体的方針<sup>11)</sup> といえる。

景気後退局面における労働ビッグバンの「第2段階」の眼目は、総人件費削減に向け解雇規制解除で正規雇用を縮小し、安価で使い勝手の良い非正規雇用を潤沢に増殖〔労働市場の構造変化〕し、世界企業化に伴う輸出依存型経済戦略の遂行にある。そのための「新たなOS」が前掲図にみる「新・三種の神

器」である。すなわち、①従来の「包括的全人格的」労働契約の「就社」ではなく、職務に基づく個人と会社とのオープンな「イコール・パートナー」契約としての<職務・役割主義>、②流動化で人を育て、人を活かす<“人財”主義>、さらに③多様な人材・ライフスタイル・価値観に合わせた柔軟な働き方としての<多様性主義>の三つである。

コメントに答えるならば、「W&L I」展開の<sup>・</sup>新<sup>・</sup>し<sup>・</sup>さ<sup>・</sup>は、同提言が公表された時代背景とその施策内容とにみることができる。すなわち、「W&L I」は、(1) グローバル経済競争に先導された「国家主導型の開発主義」段階への移行過程（「新自由主義第2ステージ」<sup>12)</sup>の、21世紀初めの労働ビッグバン「第2段階」という新たな局面で展開されたものであり、さらに、(2) 「20世紀型働き方モデル」からの継続「OS」及び『「手直しモデル」の『アプリケーションソフト』では経済危機・社会統治危機に対応しきれず、それらのチェンジでグレードアップした財界主導型「包摂」の攻撃的戦略・施策、と特徴付けられる。

装い新たな同「統合化」論は、経済危機・社会統治危機を反映し、財界・大企業サイドからの社会的「統合/包摂」施策を提案し、一層ダイナミックなイデオロギー機能の強化を図っている。

その具体的展開では、「横断的労働法制」・「福利厚生、退職金」の見直し、「解雇ルール」制定、個人単位の成果主義的競争主義〔職務・役割ベースの人事・報酬制度〕の遂行などを通して、労働条件を国際競争力の条件に労働ビッグバンのさらなる推進・強化が目指される。

では、そうした新しい「W&L I」は「リーディング」で有力な提言たりうるであろうか。「新たなOS」を用いた新しい演出を同提言はしてはいるが、国際競争力の維持・強化を目指しており、21世紀型資本蓄積の攻撃的「メッセージ」としての階級的性格は不変である。「新・三種の神器」の<職務・役割主義>をみても、個人（雇用される側）が「多様な働き方」を自由選択できる可能性は無きに等しいにもかかわらず、会社との職務・役割に基づく雇用契約が、自主的かつ対等な関係として進むがごとく語っている。さらには、企業にとって使い勝手のいい戦力づくりの「雇用の流動化」政策をテレワーク等「多様で

柔軟な働き方」として吹聴し、例えば出産後の職場復帰も可能になるほど「仕事」・「家庭」が「インテグレート」されスムーズで納得感ある流動性が実現できる、と謳っている。しかも、そこでの「多様で垣根の低い雇用条件」は非正規雇用の処遇格差を強め、上司からの「能力」評価のみで賃金・労働条件が決定されることで、労働者個々人は個人単位の成果主義的能力主義的競争に駆り立てられ、バラバラに分断されることは必至である。こうした「統合化」施策推進は、長時間・過密労働で労働負荷を高め、賃金・労働条件等処遇低下や生活困難を労働者・国民に押し付け「社会的排除」を強化することで労働側との矛盾をいっそう深化・拡大することになる。

「新・三種の神器」を用いた同提言は、老若男女、正規・非正規雇用を問わず全ての労働者・国民を対象化し、深刻な「仕事」や「生活」問題状況を視野に入れた財界流の社会的「包摂」を展開してきている。その広い目配りと「先端的・先導的」な矛盾隠蔽的な「ソフト」を用意している点で、従来の諸施策よりは弥縫的「強み」（「有力」さ）を備えているようにみえる。

世論や労働側の反撃に会って「譲歩」し掲げたWLB課題・数値目標の中には、労働者、国民のニーズを反映したポジティブなものも一部含まれる。「働き方の見直し」項目についていえば、先の「WLB」では、週労働時間60時間以上の雇用者割合の半減、年次有給休暇取得率の100%完全取得、さらには男性の育児休業取得率のアップ等を掲げていた。また、提言「W&L I」（「統合化」）論における「多様な働き方」実現社会の主たる支えは、再編成された「横割りの共通ルール」で成る「共通基盤法制・Safety Net」であり、具体化として「同一価値労働同一賃金原則」・「休暇や健康管理義務」・「最低賃金」制等にも言及している。

こうした施策・要求には国民・労働者の権利が擁護される」人権・生存権保障に根ざした“顔”と「支配層の統治の手段＝『譲歩』の顔」<sup>13)</sup>をみる。ポジティブな施策・要求には、現実の深刻な矛盾や労働側の異議申し立てを反映してはいるものの、財界主導の大枠〔企業の資本蓄積〕内の矛盾「打開」ビジョンという制約がある。

まさに、新しい「W&L I」戦略とその展開には、「社会的包摂」に向けた

財界のネライと今後の基本施策方向が「肉声」で表明されており、新味を加え、WLBの取組や議論に有意な影響を与えていることは確かである。しかし、経済同友会 21 世紀型モデルが「WLB」を凌駕し、財界流「包摂」に成功し本流として展開している訳ではなく、労働の側との矛盾や対立の深化は避けがたく、従って、「有力な」提言として影響力を持続することは困難である。

### Ⅲ 「WLB」の取組や議論は喫緊な貧困問題に込んでいるか

第 2 のコメントは、そもそも WLB（「W&L I」含む）の取組や議論は、喫緊な現代貧困問題解決の「ネグレクト」（ないし「隠れ蓑」）ではないのか、又はそれに加担することになってはいないか、というものである。WLB と“貧困”研究・対策とは、もとよりその扱う（直接の）対象と方法は異なっている。喫緊な「絶対的貧困」解決が第一義的であるとの立場からの批判であるとするならば、いささか乱暴に過ぎる。しかし、狭く不十分な“貧困”理解として片づけるわけにはいかない。“貧困”に関わる最近の貴重な研究動向、議論と無関係ではないからである。

近年、「無縁社会」、「孤族の国」<sup>14)</sup> が喧伝され、「ワーキング・プア」、「ネットカフェ難民」、「“孤独”死」、「貧困死」など多様で複雑化した“新しい貧困”がメディア上を賑わしている。しかし、貧困打開の取組は、生存・生命に関わる「絶対的貧困」対策すら依然として「ネグレクト」され、取組の立ち遅れは明らかである。それというのも、「日本政府の姿勢に引きずられ、餓死・病死の危険、行き倒れの水準にならないと『貧困』とはみなされず、ホームレスでさえ救済して当然の『貧困』者とはみなさない、そうした極端に貧弱な貧困理解が、日本社会では力をもって」<sup>15)</sup> いるからに他ならない。

今日の「強欲資本主義」と化した現代資本主義<sup>16)</sup>の資本蓄積過程において、雇用破壊（雇止め・解雇）・生活/家族崩壊が進行している。完全失業率は 5%前後と高止まりし、有効求人倍率は過去最低水準（0.42 倍）を示す。派遣・請負など非正規雇用者（有期・不安定雇用）は急速に拡大し、雇用者に占める非正規雇用者比率は全体の 34.5%、1775 万人にものぼる〔総務省労働力調



査詳細集計（2010年7～9月）」。若者と女性の実に約半数が年収200万円以下で暮らしている。生活保護費受給世帯は、過去最高の144万世帯と多い（10年度）。これら一連の数値〔各種「調査」結果<sup>17)</sup>〕は、生活困窮層の拡大と貧困からの脱却の遅れを示している。

新しい働き方「21世紀型WLBモデル」が提唱され、同モデル議論が交わされる今日に、「絶対的貧困」とともに「社会的排除」<sup>18)</sup>問題が、すなわち人間の尊厳・平等な機会・働きがいのある人間らしいディーセントワーク（decent work）<sup>19)</sup>から排除された“新しい貧困”問題が顕在化しているのである。

“貧困”についていえば、それが個人的不適応や性格・資質に拠るものではなく、資本主義の発展が必然的に「資本の蓄積」の対極に「貧困の蓄積」を法的に生み出すとのK. マルクスの「資本主義的蓄積の一般的法則」（『資本論』第24章第4節）<sup>20)</sup>の論究はよく知られている。今日の資本の蓄積／利潤追求過程で、労働者階級にはいっそうの人員削減、労働負荷、労働災害・疾病等が社会構造的に生じさせられることは実証的にも支持される。ワーキングプアや「ネットカフェ難民」さらには高齢者や一人親世帯の貧困等「相対的過剰人口」問題を含む解明においても首肯できるところである。

第2の論点との関連でいえば、問題は、現代の“貧困”問題とWLB研究・議論との位置関係はいかに、ということにある。関連する先行研究における“生活”概念には、多様な定義付けや視点<sup>21)</sup>がみられた。しかし、“人間らしく生きる上で必要な生活”視点からの探究には、やはり、「健康で文化的な最低限度の生活」（『日本国憲法』第25条）が基準となろう。健康で文化的な、人間らしく充実したディーセント・ライフ（decent life）を享受するためには、貧困からの脱却とともに貧困防御の施策と取組が必要である。その究極的な解決には、資本蓄積を規制しうる新たな社会システムの構築、社会改革を待たなければならないであろうが、労働権〔第27条〕保障、労働法制等が前進し、国家に課されている権利保障義務である生存権〔第25条〕保障が連動し拡充することで、貧困打開への基礎的要件を整備していくことになる。

また、ディーセント・ライフと対極の貧困を考察する上で興味深いのは、どのような状態にありたいのか、そしてどのようなことを実現できるのかという

「生活の『機能』」概念を提示し、その欠如・排除された状態を“貧困”と捉え展開するアマルティア・センの論考<sup>22)</sup>である。

A・センの「生活の『機能』」概念に着目する金澤誠一は、最低限必要な「生活の『機能』」達成可能性/機会の剥奪状態を“貧困”と捉えた上で、“貧困”を防ぐためのナショナル・ミニマムの基軸となる包括的で総合的な最低所得保障の必要性について示唆に富む論及をしている<sup>23)</sup>。

貧困打開には、「健康」（生存・生命の安全、良好な健康状態）で、「文化的」（読み書き能力、社会生活への参加、自尊心保持）な「生活の『機能』」の達成が重要となるが、その場合は達成「手段」や社会的条件が問われることになる。個々人の「生活の『機能』」達成可能性については、A・センによれば「財・所得」×「変換率（人間存在の多様性）」であり、財・所得とともに個人の変換能力の差異、「潜在能力」<sup>24)</sup>が大きく影響することになる。個々人の存在多様性ゆえに「潜在能力」の水準もその具体的奪われ方も個別で多様なものとなる。

さらにまた、“貧困”＝「生活の『機能』」達成の潜在能力欠如とは、湯浅誠の煮詰めた表現を借りれば「“溜め”のない状態」<sup>25)</sup>のことである。氏は、お金の事欠き「金銭的な溜め」のない、頼れる・相談できる仲間や知人など「人間関係の溜め」のない、生きる希望ももてず・不安感にさいなまれ「精神的な溜め」のない状態を“貧困”とみている。

こうした「生活の『機能』」や“溜め”の概念との関連から現代“貧困”問題研究/対策を捉えると、人間らしい仕事と生活を志向する本来のWLBの取組や議論はもとよりわが国の場合も貧困問題と有意な関連性のあることがわかる。WLBも貧困対応もどちらも企業の資本蓄積で法則的に社会構造的にもたらされた状態/「結果」を捉えてのものだからである。「W&L I」も、「生活の質を上げ、充実感と幸福感を得る」<sup>26)</sup>取組を表明しているように、「見える化」の進んだ現代貧困問題と無関係に展開されてきたわけではない。少子化・女性対策からスタートした日本のWLBをめぐる取組と議論は、「絶対的貧困」よりもむしろ広く“新しい貧困”研究・対策に接近し、重なり合いながら進行してきたといえる。

財界主導の“労働ビッグバン”の推進過程で雇用の劣化や社会保障の空洞化

が進行し、「社会的排除」/「溜め」のない状態」を社会構造的に生んだのであり、その結果への財界流「包摂」・危機対応として「WLB」及び「W&L I」が策定されたという位置関係にある。すなわち、「WLB」・「W&L I」提唱の社会・経済的背景には、「生活の『機能』」が排除され、構造的に深化・拡大された貧困問題への国民、労働者の怒りや不満の高まりがあり、経営サイドの社会的「統合/包摂」の緊要性があるといえる。「WLB憲章」では、「WLB」社会の実現をみなければ、「我が国の社会を持続可能で確かなものとする」<sup>27)</sup>ことはできない、と強い危機意識を表明している。

それゆえに、「W&L I」においても経営視点から、「仕事・生活双方の充実」・「人財」の集まる魅力ある企業を造る<sup>28)</sup>（傍点筆者）と公言し、現代人の心理や希薄化した関係性に共振し馴染む「メッセージ」を新「アプリケーション」に込めている。そこに労働者・国民の「生活の『機能』」達成への「要求」項目（ポジティブな施策の「宣伝」）をみるからこそ弥縫策としての効果「期待」が生まれるのである。世論や労働側の反撃にあって掲げたポジティブな施策「要求項目・数値目標」が含まれているとすれば、前稿でも指摘したように、WLB取組〔一部の先進事例を含む〕や議論を全否定する「楽観的に過ぎる」（「WLBどころではない」）との言説は危ういものである。憲法・労働基準法等の法規に則り、本来政府と大企業の社会的責任において達成すべきポジティブな同数値目標であり、その実現への取組・関与と距離を置くならば、彼らの「ネグレクト」やサボタージュを看過し「加担」することになるからである。

「WLB」・「W&L I」をめぐる取組や政策における喫緊な貧困解決の「ネグレクト」や「隠れ蓑」化の是認やそれへの誘いは、「支配層の統治の手段＝『讓歩』」として企業サイドの危険な仕掛け・戦略でありイデオロギーである。わが国のWLBの取組や議論には政府からも北欧等諸国の先進事例が紹介・審議され、施策上に一部採用されてもいる。そうした「WLB」・「W&L I」をめぐる取組や政策方向が、現代の貧困研究・対策とも切り結び相互交流を強めている。資本に取り組まれ「包摂」されることのない取組や研究こそが求められるのである。まさに仕事＝生活上が、ディーセント・ライフ実現への「溜め」のある状態回復・創出と財界・大企業側の「社会的包摂」/「統合化」施策と

のせめぎ合いの場となっているのである。

#### IV 貧困問題に関わるWLB施策方向

—おわりにかえて—

労働ビッグバン「第2段階」の推進が、まさに、「溜め」のない状態「社会的排除」を激成させたのであり「W&L I」の新展開を必要とした。現代の貧困問題を是正し、ディーゼント・ライフ実現政策上で留意すべき主要点は何か。WLBをめぐる論点の検討で明示された留意点を指摘したい。

先ず第1は、生活の社会化に見合う「生活の『機能』」達成への所得保障の格別性についてである。「NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい」や「ビッグイシュー基金」等の取組や報告は、「絶対的貧困」層はいうまでもなく周辺の正規労働者をも含む悲惨な「あってはならない状態」<sup>29)</sup>の広がりを見せている。多くの生活財をはじめ商品として市場経済に依存する現代生活は一層の社会化を遂げている。社会化する生活は商品化・市場化に飲みこまれており、健康で文化的な“普通的生活”を維持するには生活需要を高めざるをえない。現代生活において金銭の“溜め”、安定した賃金確保は格別に重要な意味を持っている。

先の「WLB憲章」・同「行動指針」策定にも参画した日本労働組合連合会（連合）は、『働くことを軸とする安心社会』にむけて一わが国が目指すべき社会像の提言一（2010年12月）を発表した。「働くこと」が「生活」や社会の仕組みを支え、形づく際の軸になると捉え、働くことに最も価値を置き、人間的で誇りのもてる働く機会提供の意義を表明している<sup>30)</sup>。「W&L I」における「仕事」概念は「統合化」論上で溶解されかねないが、普通の国民・労働者は「仕事」（＝「働くこと」）で「財・所得」を得るし「金銭的な“溜め”」を作る。A・センの語る「生活の『機能』」達成の可能性は「財・所得」×「変換率（人間存在の多様性）」であるが、「財・所得」＝「金銭的な“溜め”」の多寡が生活の質を決めると考えるのが自然である。働いたら人並みの“まともな暮らし”が送れる賃金確保は権利保障〔憲法第27条〕であり、生活基盤の

基本的基礎的要件をなすものである。最低限必要な「生活の質」保障のためには、安定雇用による良質な「仕事」（職場環境）保障が肝要である。

さらにまた、たとえ「仕事」環境が良好であったとしても、生活の社会化の進行した今日では、教育、住宅、医療などの基礎的社会サービス〔現物給付〕面で資源不足であれば出費は嵩み、「生活の『機能』」は脆弱なものとなる。従って、生活保護、基礎的社会サービスの普遍的な所得保障である「ベーシック・インカム」の実効的拡充やナショナル・ミニマム機能の再構築のあり方が問われる<sup>31)</sup>のである。安心して暮らしていける生活基盤構築には、「仕事＝生活」全体を包括する総合的で充実した社会保障システム確立が基本課題となるが、何よりも安定した所得保障がベースになるということである。

次いで第2は、信頼ベースでの関係性<sup>32)</sup>再構築の重要性についてである。

“労働ビッグバン”の新展開過程では、少子高齢化、核家族化、さらにコミュニティの崩壊等を一層促進し「人間関係の溜め」の欠如をもたらした。従来、血縁・地縁が担っていた共同的互助的機能も資本蓄積過程ですっかり後退し、「解体」してきている。地域共同体の衰退とともに各人が穏やかに居られる基点たる“居場所”を欠き、関係性の希薄化は“無縁”死をも生んでいる。職場や家族や地域での「居場所」・『生きる場』の解体の問題<sup>33)</sup>はまさに「生活の『機能』」欠如／排除状態そのものである。

競争主義を排し自己確証可能な信頼ベースの関係性構築には、あらゆる生活領域での自己肯定感の持てる帰属の承認された「居場所」・「生きる場」が必要である。「包摂の多様な基点と帰属証明」<sup>34)</sup>となる「居場所」・「生きる場」が活力源となって、国民（住民）・労働者個々人の属性を超えた新しい柔軟で多様な自主的、憲法第25条を実質化する取組が起こるのであろう。既に反貧困ネットワークやボランティア活動等をはじめそれらを基点とする先進的取組諸事例<sup>35)</sup>も生まれている。そのことは企業の資本蓄積の巨大パワーへのささやかでも確かな抵抗的陣地・パワー形成の道筋の例証である。これは、「自己責任」や能力主義的競争主義を強いられる必要のない、信頼をベースにした共同と連帯の人権・生存権保障基準による生活基盤実現の方向である。貧困問題の打開とディーセント・ライフ実現のためには、共同と連帯で人々を信頼ベースで結

び付ける「居場所」（基点）づくりと仲間“縁”や多様なネットワーク（関係性）の再構築は緊要課題なのである。

さらに第3は、「自助・互助」・「自己責任」論イデオロギー克服とも関わる政策方向上の発達保障の課題と運動の意義についてである。これには懸念される政策方向がみてとれる。

「仕事」と「生活」との深刻な「不調和（imbalance）」や生きづらさに直面し、多くの現代人は、「この状況／生活を招いたのは『自分だ』」との「自己責任」呪縛や「諦念」から逃れることが出来ないでいる。「自己責任」論は国民一人ひとりを分断するイデオロギーとして使われており、自尊感情を失うなどで「精神的溜め」を縮小し、うつ病・メンタルヘルス不全者さらには自殺者をも増加させている。

現代の複雑で深刻化した貧困問題を考えると、生活擁護・防衛施策に留まらず、生きがい、自尊心を持つ人間としての発達で支えられ、人間らしい豊かなディーセント・ライフ実現への自己確証が必要である。すなわち主権者・権利獲得の主体としての自己実現・人間発達<sup>36)</sup>の課題と運動が求められていることである。発達保障の筋道には、貧困研究や取組での知見、人権・生存権（基本的人権）保障の視点から信頼と安心できる“居場所”に在って、仲間との学習（労働・生活権等）や運動を通して自己責任論イデオロギーの浸透を防ぎ、資本側に対抗しうるパワーを作ることである。その成功体験を重ねることで、自分を支えるアイデンティティの確保・維持可能性を高め「精神的溜め」は大きく強靱なものとなる。

但し、主権者・権利主体からの「精神的溜め」再構築、運動側の社会的包摂施策方向には留意すべきことがある。現在、「自助・互助」の仕組みを押し出す方向と関連し、社会サービスの運営主体を「新しい公共」〔民間企業、NPO、協同組合など〕が代替し、市場化、民間委託化を進める動きがある。さらに「ワークフェア（workfare）」政策には、労働の質や劣悪な労働環境そのものを問う視点の希薄さ<sup>37)</sup>があり、危惧される。

「新しい公共」の場合は、社会保障の「公助」（国家責任）を後退させ企業戦略に組み込まれ、社会的弱者を民間委託事業の利潤追求のターゲット（餌食）

とするからである。また、「ワークフェア」政策では職業訓練・職業能力養成の意義を認めた上で「仕事」への参加を誘っている。複合的な問題を抱えた諸個人の存在多様性に鑑みパーソナルで「丁寧な指導」は推奨さるべきである。であるとしても、ただ職に就けば「排除」が解消された訳ではない。例えば、劣化した職場労働やいじめ体験を持つ当事者に労働による「自立」を求め〔労働参加の「強要」〕、ましてや就労忌避にペナルティを課すアメリカ型政策を実行するとしたら問題は深刻である。彼らへの当事者性「配慮」が反って「精神的溜め」を縮小し、二次、三次の「社会的排除」をもたらすことで労働忌避の固定化に繋がりがかねない。「職」への誘導・嵌め込み的対応ではなく、複合的な問題を抱えた諸個人の人權・生存権保障及び自己実現・人間発達の視点からの対応が必要なのである。

以上3点の、拙稿コメントへのリプライで確認された留意点をWLB施策方向にふまえることで、“労働ビッグバン”第2段階の財界戦略提言「W&L I」の新しさに適応しうる労働側のWLB研究と取組、社会的包摂への確かな手掛かりを得ることになろう。信頼と共感に拠る「居場所」/関係性の再構築と人權・生存権及び発達保障の取組とが相俟って動力となり強化されていく過程において、本来のWLB社会での「生活の『機能』・ディーセント・ライフ達成に向けた“溜め”の潤沢な生活への基礎的条件成熟を実感するにちがいない。

## 注

- 1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」2007年12月18日、<http://www8.cao.go.jp/wlb/charter/charter.html> 参照。それらの制定には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の『『重点戦略に向けての基本的考え方』について』中間報告（同年6月1日）や内閣府の男女共同参画会議・仕事と生活の調和（WLB）に関する専門調査会の『『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向報告—多様性を尊重し仕事と生活が好循環を生む社会に向けて』（同年7月）等の関連報告が影響を与えている。
- 2) 注1)「WLB憲章」〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕での定義表記。
- 3) 拙稿『『ワーク・ライフ・バランス』をめぐる新展開—W-Lの『調和(Balance)』と『統合化(Integration)』に関連して—』『大阪経済法科大学論集』第95号。

- 4) 牧野富夫は、そうした「雇用新戦略の推進を目的とした労働法制の〈解体的緩和〉を、『労働ビッグバン』と定義している。牧野富夫・村上英吾編著『格差と貧困がわかる20講』明石書店、2008年、4頁。
- 5) WLB推進を先導する経済財政諮問会議・労働市場改革専門調査会には、財界代表（御手洗富十夫経団連会長等）の重鎮が居る。牧野富夫編著『労働ビッグバン—これ以上、使い捨てにされていいのか』新日本出版社、2007年、及び中野麻美『『労働ビッグバン』構想』『世界』岩波書店、2007年3月、参照。
- 6) 経済同友会提言『21世紀の新しい働き方「ワーク&ライフ インテグレーション」を目指して』（2008年5月9日）<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2008/080509a.html> 参照。同提言の作成推進母体は、「21世紀の労働市場と働き方委員会」（委員長・有馬利男富士ゼロックス取締役相談役）である。
- 7) 私の研究報告（現代生活問題研究会、2010年3月27日）の基となったのは注3）の抽稿である。採用した2論点は当日の有益な議論・コメントとそれに重なる後日の同人通信上の文書発言からのものである。
- 8) 注6）の『提言』1頁。
- 9) 同上、2頁。
- 10) 「企業経営の視点—4つのねらい」として、「新たな労働力の発掘・活用」「総合的な生産性の向上」「働く人の幸せの実現」「日本固有の価値」を挙げている。注6）、11頁、参照。
- 11) 藤田宏『『労働ビッグバン』で何がおきるか』牧野富夫編著『労働ビッグバン—これ以上、使い捨てにされていいのか』新日本出版社、2007年及び藤田宏「どう考えるワークライフバランス論」『労働総研クォーターリー』No.67、労働運動総合研究所、2007年を参照されたい。
- 12) 児美川孝一郎『『若者自立・挑戦プラン』以降の若者支援策の動向と課題—キャリア教育政策を中心に』『日本労働研究雑誌』No.602、17頁。その特徴は、「第2ステージ新自由主義の構造的ジレンマ」ゆえ「腰のひけた”政策展開」（20頁）となったと指摘している。
- 13) 社会保障を捉えたものではあるが、社会保障の基礎である階級関係から「二つの顔」に論究している。真田は『社会保障と社会改革』かもがわ出版、2005年、160頁。
- 14) 朝日新聞が特集記事「孤族の国 第1部男たち」を7日間連載（2010年12月26日～2011年1月7日）し、全世帯の1割に迫る単身世帯の現実態を捉え話題を呼んだ。
- 15) 後藤道夫「構造改革が生んだ貧困と新しい福祉国家の構想」渡辺治・二宮厚美・岡田知弘・後藤道夫『新自由主義か新福祉国家か—民主党政権下の日本の行方』旬報社、



2009 年刊、320-321 頁。

- 16) 森岡孝二は、同ネーミングで労働と消費の視点から、現代資本主義の「現代性」と「多面性」を明らかにしている。森岡孝二『強欲の資本主義の時代とその終焉』桜井書店、2010 年。
- 17) 総務庁「労働力調査（詳細集計）」、厚生労働省「派遣労働者実態調査」（2009 年）・『2010 年版厚生労働白書』等、参照。
- 18) 同概念を、「路上ホームレス」や「ネットカフェ難民」等にもるように、雇用だけでなく家庭、教育、福祉、地域社会、医療体制等などの「複合問題」として捉えている。岩田正美『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣、2008 年。
- 19) ILO が 1999 年に掲げたディーセント・ワーク（decent work）を「基本的人権」と関連付けて捉える西谷敏によれば、その条件として、安定的雇用・公正かつ適正な処遇・人間らしい働き方が指摘されている。西谷敏『人権としてのディーセント・ワーク—働きがいのある人間らしい仕事』旬報社、2011 年、参照。
- 20) 資本論翻訳委員会訳『資本論④』第 1 部第 3 章、新日本出版社、1983 年；Marx, K. (1867) *Das Kapital* Bd. I, Dietz Verlag. この法則が「一方の極における富の蓄積は、同時に、その対極における、… 貧困、労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、および道徳的墮落の蓄積」（1108 頁）を必然的にもたらすことに論究。
- 21) 「4 つの生活」〔「職業生活」＋「家庭生活」＋「社会生活」＋「自分生活」〕（4 L）における多様な自己実現欲求・成長欲求を重視している。渡辺峻「HRM 研究の観点からみたワーク・ライフ・バランス」労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』No.599、2010 年 6 月、33 頁；労働政策研究・研修機構編『プロジェクト研究シリーズ No.7 仕事と生活—体系的両立支援の構築に向けて—』（独）労働政策研究・研修機構、2007 年、本間照光・白井邦彦・松尾孝一・加藤光一・石畑良太郎『階層化する労働と生活』（日本経済評論社、2006 年）等がある。
- 22) 生活の「機能」概念とセンの論説については、アマルティア・セン『不平等の再検討—潜在能力と自由』（池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳）、岩波書店、1999 年；Sen, Amartya. (1992), *"Inequality Reexamined"*, Oxford at the Clarendon Press. 参照。
- 23) 示唆に富む論考である。金澤誠一「現代日本の貧困と最低賃金制の意義」日本科学者会議『日本の科学者』Vol.45 No.5 2010 年 5 月、19-20 頁、及び金澤誠一編著『「現代の貧困」とナショナルミニマム』高菅出版、2009 年、参照。
- 24) 同上訳書、173 頁。
- 25) 雨宮処凛・中島岳志・宮本太郎・山口二郎・湯浅誠『脱「貧困」への政治』岩波ブックレット、No.754、2009 年、24 頁、第 1 部「パネルディスカッション」中の湯

- 浅氏の発言。湯浅誠『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書、2008年。
- 26) 注6) の14頁。その実効性を得るためにも、国民統合と安定的社会秩序維持の上でも、財源の裏付けは不可欠である。二宮厚美は、政府は運動側の圧力で、企業への規制を強め、大企業や大資産家・富裕層に社会生活保障関連費用の応能負担を求めざるを得ないことに論及している。「世界同時不況と新自由主義の転換」注15) 編著書 p.22。
- 27) 注1) 「WLB憲章」における国の役割(3)部分での表現。
- 28) 注6) 提言「主張5」(28頁)等、参照。
- 29) 岩田正美『現代の貧困—ワーキング・プア / ホームレス / 生活保護』ちくま書房、2007年、10頁。さらには、NPO法人自立生活サポートセンター・もやい『事業報告書(2009～2010年度版)』及び貧困研究会編『貧困研究』vol.1、2、3、明石書店他。
- 30) 日本労働組合連合会第59回中央委員会採択(2010年12月2日)の「提言」である。  
[http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/anshin\\_shakai/chapter02.html](http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/anshin_shakai/chapter02.html) 同提言の「第2章」冒頭部分、参照。
- 31) 小沢修司『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平』高菅出版、2002年及びナショナル・ミニマムについては岩田・岡部・杉村編『公的扶助論』ミネルヴァ書房、2007年及び注23) 金澤論文が参考となる。
- 32) 注25) 雨宮処凛他前掲書第2部、47頁。「パネルディスカッション」中に中島岳志の用いた言葉である。
- 33) 同上、26頁。宮本太郎氏の発言。
- 34) ポスト福祉国家統治戦略の具象として論究している。注18)の岩田著、166-174頁。
- 35) 注29) 他、宇都宮健児・湯浅誠編『反貧困の学校』明石書店、2008年、宇都宮健児・猪俣正・湯浅誠編『もうガマンできない! 広がる貧困—人間らしい生活の再生を求めて』明石書店、2007年での紹介及び飯島裕子 / ビッグイシュー基金『ルボ若者ホームレス』筑摩書房、2011年、第4章での取組事例等にもみる。
- 36) 人間発達に関する基礎経済科学研究所の一連の研究成果がある。基礎経済科学研究所編『時代はまるで資本論—貧困と発達を問う全10講』昭和堂、2009年、池上惇・二宮厚美編『人間発達と公共性の経済学』桜井書店、2009年、等。
- 37) 「福祉から労働へ(welfare to work)」政策を含む就労支援のあり方への深い洞察、検討である。加味嘉史「雇用・失業対策の問題点と新たな就労の可能性」『ホームレスと社会』vol.3、明石書店、2010年10月(11-14頁)を参照されたい。